

令和3年度の後期高齢者医療保険料について

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771



令和3年度の後期高齢者医療保険料率

令和3年度の後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

令和3年度	均等割額	所得割率	賦課限度額
	47,000円	9.06%	64万円



保険料の計算方法（令和3年度）

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{上限 64万円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{①均等割額} \\ \hline \text{47,000円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{②所得割額} \\ \hline \text{前年所得（※）} \times 9.06\% \\ \hline \end{array}$$

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

▶ 保険料軽減措置について

●平成30年度税制改正に伴い、軽減判定所得の基準が変更されます

軽減割合	令和2年度	令和3年度
7割	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円) + 10万円 × {年金・給与所得者数 - 1}」を超えない世帯
5割	「基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × {年金・給与所得者数 - 1}」を超えない世帯
2割	「基礎控除額(33万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × {年金・給与所得者数 - 1}」を超えない世帯

●これまで7.75割軽減となっていた方は7割軽減に変わります

法令上7割軽減の対象となる方の保険料（均等割）について特例的に上乘せして軽減が行われておりましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われ、令和3年度から特例分は廃止されます。

